

(希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業)
当公募要領は、標記年度の上記事業に対してのみ有効です。

平成 22 年度

公 募 要 領

【ご注意】

本事業への申請は、NEDO への申請書類（提出書類一式及び要約版の電子ファイル）の提出に加え、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。
e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。

e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。
所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。
2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

詳細は 10 ページ府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請をご覧ください。

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

目 次

	ページ
1 . 応募要件	3
2 . 提出期限及び提出先	4
3 . 応募方法	4
4 . 秘密の保持	5
5 . 選定スキームについて	6
6 . 説明会の開催について	8
7 . 問い合わせ先	9
8 .(参考) メール配信サービスのご利用について	9
9 .(参考) e-Rad を利用した応募の流れについて	10
【補足】研究活動の不正行為への対応について	12
【説明会場図】	15

[助成事業に関する書類]

以下の別添1～9は追ってNEDOホームページにアップロードします。

(別添1) 申請書類の記載例

(別添2) 申請書要約版（10ページ以内、事業概要、リスク低減効果、事業化、技術）

(別添3) 課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書

(別添4) 助成事業内容等説明書

(別添5) 助成事業実施計画書

(別添6) 企業化計画書

(別添7) 非公開とする申請内容

(別添8) 申請書類受理票

(別添9) テーマの事業実施体制図

（本件に対するお問い合わせ先）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

NEDO 電子・材料・ナノテクノロジー部

レアメ助成係

FAX: 044-520-5223

E-mail : rare_metal @ nedo.go.jp

なお、本公募要領はNEDOのホームページ
(<http://www.nedo.go.jp/>)にも掲載されています。

平成 22 年度「希少金属代替・削減技術実用化開発」
に係る公募について

平成 22 年 12 月 13 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、このたび、「希少金属代替・削減技術実用化開発助成」事業について、平成 22 年度公募を実施することといたしました。助成事業を希望する企業等は、次の要領に従って申請書（以下「提出書類」という）を提出してください。

1. 応募要件

（1）助成事業名称

希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業

（2）背景及び目的

レアメタル*（レアアース 17 元素を含む）31 種類は我が国産業分野を支える高付加価値な部材の原料であり、近年その需要が拡大しているが、途上国における著しい需要の拡大や、そもそも他の金属と比較して、金属自体が希少であり、代替性も著しく低く、その偏在性ゆえに特定の産出国への依存度が高いこと等から、我が国をはじめ、サプライチェーンを通じ世界の産業に多大な影響を及ぼす懸念があり、早期にこうした状況を改善することが必要である。

本事業では、レアメタルの代替技術、使用量削減およびリサイクル等の技術に係る実用化開発を行う民間企業から広くテーマを e-Rad システムを用いて公募し、優れた提案に対し助成することにより、実用化を加速することを目的として実施する。

レアメタル：Li、Be、B、Ti、V、Cr、Mn、Co、Ni、Ga、Ge、Se、Rb、Sr、Zr、Nb、Mo、Pd、In、Sb、Te、Cs、Ba、Hf、Ta、W、Re、Pt、Tl、Bi

レアアース：Sc、Y、La、Ce、Pr、Nd、Pm、Sm、Eu、Gd、Tb、Dy、Ho、Er、Tm、Yb、Lu

（3）助成対象技術開発テーマ

この助成事業では、事業終了後数年以内に実用化が期待できる以下の技術開発テーマを主な対象とし、助成する。

1. レアメタルを代替する材料の技術開発
2. レアメタルの使用量を削減する技術開発
3. レアメタルをリサイクルする技術開発
4. その他、レアメタルの消費効率化に資する技術開発

（4）助成対象事業者

日本に登記されていて、日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有し、単独ないし複数で助成を希望する事業者。なお、助成対象事業者は、助成事業終了後、実用化を主体的に実施すること。

（5）実施期間

平成 22 年度（*場合によっては、平成 23 年度への繰越もあり得る）

(6) 助成額・助成率

助成額

1件当たり 30百万円～10億円程度 (NEDO負担額)

助成率

2/3以内

(7) 採択予定件数

採択予定件数は定めず、予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

(8) 総事業規模

約100億円 (NEDO負担額 一般勘定 66億円)

*総事業規模については、変動があり得る。

2. 提出期限及び提出先

本公募要領に従い提出書類を作成し、応募期間内(平成22年12月13日(月)～平成23年1月26日(水)正午迄)に郵送又は持参にてご提出ください。提出書類は日本語にて記載されていることといたします。なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、e-Radによる登録がない場合には、審査対象となりませんので、ご注意下さい。また、受理した提出書類は返却いたしません。

・提出期限：平成23年1月26日(水)正午必着(郵送含む)

・提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部 太田、坂井宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミューザ川崎セントラルタワー 19階

*持参の場合は、16階「総合案内」受付の指示に従ってください。

*郵送の場合は、封筒に「希少金属代替・削減技術実用化開発助成事業に係る提出書類在中」と朱書きしてください。なお、「提案(申請)書類受理票」の返送用に、申請者毎に宛先を明記し、所定料金の切手を貼り付けした返送用封筒を同封してください。

3. 応募方法

本事業への申請は、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び要約版の電子ファイル)の提出に加えて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による登録も必要です。e-Radの使用にあたっては、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

(1) 提出書類の作成にあたって

NEDOへの提出書類は添付書類を含めてすべてA4サイズとし、各部ごとに左上をクリップ等で留めてください(ホッチキス留め、製本は行わないでください)。受理した提出書類、添付資料等は返却いたしません。

<提出書類>

「申請書類の記載例（別添1）」を熟読のうえ、下記書類を各記載例に従って、日本語で作成してください。

申請書要約版	9部（正1部、副8部、CD1枚）	: （別添2）
課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書	9部（正1部、副8部）	: （別添3）
助成事業内容等説明書	9部（正1部、副8部）	: （別添4）
助成事業実施計画書	9部（正1部、副8部）	: （別添5）
企業化計画書	9部（正1部、副8部）	: （別添6）
非公開とする申請内容	9部（正1部、副8部）	: （別添7）
申請書類受理票	1部（申請者毎）	: （別添8）
代表的な特許等の写し(添付する場合のみ)	9部	
e-Rad の応募基本情報	1部（正1部）	: 9 .(参考)御参照
テーマの事業実施体制図	9部（正1部、副8部）	: （別添9）

上記提出書類等は、NEDO ホームページの「公募情報」

（<http://www.nedo.go.jp/informations/koubo/index.html>）からダウンロードできます。この方法で入手できない方は、NEDO 電子・材料・ナノテクノロジー部に請求してください。（連絡先は P.2 参照）

助成事業においては、NEDO の「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に合意することが、助成先の要件になります。なお、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。助成事業の詳細につきましては、NEDO ホームページの [補助・助成事業の手続き]

（http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei/index.html）を参照願います。

(2) 添付書類

提出書類には、次の資料またはこれに準ずるものを添付してください（各申請者1部ずつ）

- ・企業経歴書（経歴が確認できれば会社案内等で代用可）··· 1部
- ・直近の計算書類（3年分）（損益計算書及びキャッシュフロー、バランスシート等の直近の経営状況がわかるもの）··· 1部
- ・当該技術に関する事業部、研究所等の組織に関する説明書 ··· 1部

(3) 提出書類の受理および提出書類に不備があった場合

- ・提出書類を受理した場合は、申請者に提出書類の受理票を発行いたします。
- ・応募資格を有しない者の提出書類、または不備がある提出書類は受理いたしません。
- ・提出書類が受理できなかった場合には、返却いたします。

4 . 秘密の保持

提出書類は本研究開発の助成先の選定のためにのみ用い、NEDO 内で厳重に管理いたします。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者が NEDO の指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。更に、取得

した個人情報については、研究開発等の実施体制の審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

提出書類一式は、事前審査のため外部有識者の元に送付いたします。

特に、個人情報を含む開発責任者と主任研究者の研究経歴書についても、実施体制を評価する観点から外部有識者に送付いたします。外部有識者には守秘義務がありますが、研究経歴書の記載項目の中で提示しないことを希望する項目がある場合は、その項目については記載していただかなくても結構です。ただし、評価者である外部有識者の判断材料が不足し評価が低くなる恐れがありますのでご了承願います。

5. 選定スキームについて

（1）審査方法

審査は、外部有識者からなる事前審査と、NEDO に設置される契約・助成審査委員会において行われます。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。

外部有識者の氏名については、採択結果とともに公表します。

採択テーマの選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

審査は、提出書類等に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合もあります。

受理した書類等は返却いたしませんので、予めご了承ください。

（2）審査基準

<事前審査の審査基準>

助成事業者

項目	審査基準
助成事業者	助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。 事業実施に伴う自己負担分の調達に関し充分な経理的基礎を有すること。 経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。

リスク低減効果

項目	審査基準
対象元素・用途	鉱種または製品について予想される供給リスクが高いこと。
使用量削減効果	当該技術の事業化による削減量（回収量）が大きいこと。
開発製品の競争力	開発した製品・技術による産業競争力の維持・強化の効果が大きいこと。

事業化評価

項目	審査基準
開発体制	単なる研究開発体制ではなく、早期事業化を目指した開発体制であること。
製造・販売能力	製品の製造・販売手段が確保（自社内外を問わない）できること。
事業化計画の信頼性	助成事業終了後数年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。

技術評価

項目	審査基準
基となる研究開発	提案の実用化開発の基となる研究開発の成果（実験データ等）を明確に示すこと。
保有特許等による優位性	開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。
技術課題を解決する可能性	予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。

<助成予定先の選考基準>

助成予定先は、次の基準により選考するものとする。

助成金交付申請書類の内容が次の各号に適合していること

- イ) 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ロ) 助成事業の方法、内容等が優れていこと。
- ハ) 助成事業の経済性が優れていこと。
- 助成事業における助成予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
- イ) 関連分野における事業の実績を有していること。
- ロ) 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
- ハ) 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
- 二) 経営基盤が確立していること。
- ホ) 助成事業の実施に関して NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 助成先の決定および通知

採択結果の公表等について

公募の締切日から 70 日以内に、採択・不採択に拘わらず、その結果を応募者に対して通知します。採択テーマ名および助成先名は、NEDO のホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該応募者に対し、理由とともに不採択となった旨を通知します。

附帯条件

採択に当たって附帯条件がある場合（例：申請者が提案した委託は認めない、他の機関との共同研究、委託研究としての参加、研究者の派遣、契約形態等）は通知文に明記することがあります。

(4) スケジュール

公募開始から採択決定までの概略のスケジュールは、以下のとおりです。

平成22年12月13日	公募開始
平成23年 1月26日 正午	公募締切
1月上旬～	公募説明会
1月下旬	事前審査（外部有識者による審査）
3月上旬（予定）	NEDO 内契約・助成審査委員会
3月上旬（予定）	採択テーマの公表・プレス発表
3月上旬（予定）	採択決定(交付決定)通知の送付

(5) その他の留意事項

本事業は助成事業終了後数年で実用化につながるテーマを主な対象としています。したがって、研究開発が極めて基礎的な段階であり、実用化についての検討が不十分であるもの等は本事業の対象ではありません。

提案は、企業、企業から大学等への委託によるものとさせていただきます。

当該助成事業の事業化等により、事業終了後5年間に収益が生じたと認められたときは、交付した助成金の合計額を上限としてその収益の一部を納付していただきます。

平成24年度に事後評価を実施します。

国外の研究機関等とのパラレル支援（コ・ファンディング）等の自国費用自国負担による有意義な国際連携案件については、採択に当たってこれを考慮します。

6. 説明会の開催について

以下のとおり公募説明会を開催し、助成業務および公募に係る内容、提出書類等について日本語にて説明します。資料準備の都合上、参加ご希望の方は説明会前日の15時00分までに以下に示すアドレス宛に、可能な限り事前出席登録メールをお送り下さい。席に限りがありますので、各提案予定グループの中から機関毎に2名までの参加をお願いいたします。説明会の日程が追加になった場合は、NEDOホームページにてご案内いたします。なお、出席は応募の必須条件ではありません。

事前出席登録宛先 E-mail : E-mail : rare_metal @nedo.go.jp

参加希望日程、代表者の方のお名前とご所属、参加予定人数をお書き添えください。

(1) 日時：平成23年1月6日(木) 14:00～16:00

・場所：神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 16F

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 1601会議室

・案内図等：最終ページに記載

(2) 日時：平成23年1月7日(金) 14:00～16:00

・場所：大阪市北区梅田3丁目3番10号 梅田ダイビル16階

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部

・案内図等：最終ページに記載

その他、以下の日程で経済産業省と合同で説明会を行います。

開催日	時間	開催場所	住所	定員
12月13日(月)	14:00～15:30	経済産業省別館11階 1120共用会議室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	150名
12月14日(火)	14:00～15:30	大阪合同庁舎1号館第1別館2階 大会議室	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	150名
12月16日(木)	14:00～15:30	福岡合同庁舎本館8階 共用第7会議室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	60名
12月20日(月)	14:00～15:30	仙台合同庁舎6階 第1・第2会議室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	50名
12月21日(火)	14:00～15:30	名古屋市工業研究所 管理棟3階 第1会議室	〒456-0058 名古屋市熱田区六番3-4-41	100名
12月22日(水)	14:00～15:30	広島合同庁舎2号館2階 第1会議室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	100名
12月24日(金)	14:00～15:30	高松サンポート合同庁舎6階 607会議室	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33	80名
12月27日(月)	14:00～15:30	札幌第1合同庁舎6階 第1会議室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2	80名

7.問い合わせ先

NEDO 電子・材料・ナノテクノロジー部

レアメ助成係

FAX: 044-520-5223

E-mail : rare_metal @ nedo.go.jp

・問い合わせ受付締切：平成23年1月20日(木)17:00まで

・ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

8. (参考)メール配信サービスのご利用について

NEDOホームページ (<http://www.nedo.go.jp/index.html>) から、最新の公募情報等を電子メールで無料配信する「メール配信サービス」に登録できますので、ご利用下さい。

9.(参考)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(1)を利用した応募の流れについて

本事業への申請は、NEDOへの申請書類(提出書類一式及び要約版の電子ファイル)の提出に加えて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による登録も必要です。

(1)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受付ます。

e-Rad ポータルサイト <http://www.e-Rad.go.jp/>

e-Rad 利用可能時間帯 6:00~26:00(月~金) 18:00~26:00(日)
(土曜日は運用停止、祝祭日は上記のとおり利用可能)

e-Rad ヘルプデスク

・対象者：研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者

研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。

・電話番号：0120 066 877(フリーダイヤル)

・受付時間：9:30~17:30 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

e-Rad 操作マニュアル

・所属研究機関用マニュアル(共通)：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

・研究者用マニュアル(共通)：

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

e-Radによる登録手続きの概略を以下に示します。

1. e-Radへの所属研究機関の登録(所属研究機関の事務代表者が実施)

まだ機関登録が済んでいない応募者においては、機関毎(再委託先・共同研究先を含む)に1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて)郵送して下さい。郵送先は下記URLをご参照ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>



2. 電子証明書のインポート(所属研究機関の事務代表者が実施)

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル(共通)2.1



3. 研究者情報等の登録(所属研究機関の事務代表者が実施)

e-Rad上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、各機関1名の研究者を登録し、ID及びパスワードを取得します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル2.2、2.3-7~9、2.4-1~9、2.5-1~20



4 . 公募要領・提出様式の取得（開発責任者が実施）と提出書類の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。
(NEDO の公募ホームページにリンクしています。)
参照マニュアル：研究者用マニュアル 2.1, 2.3-1～3
ダウンロードした公募要領と申請様式をもとに申請書類等を作成・準備します。

5 . 応募基本情報の入力と提出（開発責任者が実施）

e-Rad ポータルサイトへログインし、開発責任者が公募件名に対する応募基本情報を入力の上、要約版（別添 2）をアップロードします。さらに、応募基本情報を全ページ印刷してください。
参照マニュアル：研究者用マニュアル 2.3-3～23

6 . e-Rad 登録の完了

NEDO にて e-Rad による登録ならびに NEDO への申請書類（提出書類一式及び要約版の電子ファイル）の提出を確認後、申請を受理します。

（提出書類作成時の留意事項）

- ・提出書類（アップロードファイル）は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、e-Rad ポータルサイトをご参照ください。
- ・提出書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「JPEG」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像ファイルを貼り付けた場合、正しく PDF に変換されません。画像データの貼り付け方については、e-Rad ポータルサイトの操作方法をご参照ください。
- ・アップロードファイルは 3 MB 以下でお願いします。
- ・提出書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。
- ・提出書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。
- ・電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に 7 問い合わせ先に相談してください。

この e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意してください。

【補足】

研究活動の不正行為への対応について

公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- (1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>
- (2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

（1）本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも～の措置を講じることができます。

（2）「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の（補助／契約）に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- （3）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>
- （4）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOホームページ
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

（1）本事業において不正行為があると認められた場合

当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）

不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）

府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

（2）過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号：044-520-5131

FAX番号：044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ：<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

【説明会場の案内図 1】

- ・日時：平成23年1月6日(木) 14:00～16:00
- ・場所：神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 16F
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 1601会議室



【説明会場の案内図 2】

- ・日時：平成23年1月7日(金) 14:00~16:00
- ・場所：大阪市北区梅田3丁目3番10号 梅田ダイビル16階
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 関西支部

